

公募公告

下記のとおり公告します。

記

当局においては、国有地の管理及び事業等に支障のない範囲で、駐車場、資材置場などの一時的な使用について、有償による利用要望者を募集します。

なお、御要望に関しては以下の点に御留意願います。

1. 応募される方は、本公告及び「[飛行場周辺における国有地\(防衛省所管\)の利用を希望される方へ\(別紙\)](#)」、「[利用手続の流れと注意点\(付紙1\)](#)」、「[国有財産使用許可書の内容\(付紙2\)](#)」(以下、「利用案内」という)をお読みいただき、各条項を御承知の上、お申し込み下さい。
2. この物件の使用については、現状での使用を原則として、堅固な建物、構築物は設置できません。この他にも使用条件がありますので、詳しくは「利用案内」をお読みください。
3. 応募については、「利用案内」の応募資格をすべて満たす法人又は個人に限ります。なお、応募を受ける期間は、下記の「応募の受付期間」欄に記載しております。
4. 応募の受付は、「[国有財産使用許可要望書\(様式2\)](#)」、「[誓約書\(様式3\)](#)」及び「[役員名簿\(様式4\)](#)」を提出していただき、内容審査の上、使用許可申請者を決定します。ただし、審査の結果により要件を満たす者が複数となった場合は抽選とします。
5. 使用許可申請者に決定した場合は、速やかに「[国有財産使用許可申請書\(様式5\)](#)」を提出して下さい。なお、使用許可は関係機関の照会及び財務省協議終了後となりますので、照会・協議の結果、使用許可ができない場合もあります。
6. この物件の使用にあたり、本公告や「利用案内」の各条項に違背したとき、又、国でこの物件を必要とするときは、許可の取消し、変更をする場合があります。
7. 使用料については、使用許可後、別途送付する納入告知書により一括して支払ってください。
8. 応募の受付は、下記において行います。また、使用可能期間や使用条件等は下記に記載しておりますが、詳細については「利用案内」を御確認ください。

記

○募集物件一覧

[※公募物件位置図](#)

番号	有償使用許可対象地番	種別	数量 (㎡)
1	東京都昭島市美堀町2-4051-110	土地	12.50
2	東京都昭島市美堀町2-4051-110	土地	15.00
3	東京都昭島市美堀町2-4051-111	土地	12.50
4	東京都昭島市美堀町2-4051-119	土地	15.00

- 応募の受付期間は、令和8年10月7日(水)から令和8年10月21日(水)までの土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）とします。
（郵送の場合は、10月20日(火)午後4時必着。）
なお、当該物件に対し複数の応募があり、内容審査の結果、審査要件を満たす者が複数となった場合は、北関東防衛局において抽選を行います。（詳細は該当する者に連絡します。）
- 使用可能期間は、令和8年11月1日から、令和13年3月31日までとなります。
公用・公共用として利用の必要のない場合、一度に限り更新が可能です。
- 更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用者が使用を希望する場合、使用期間満了の3月前までに使用者から土地利用計画書を提出し、改めて公募により使用許可申請者を決定することとします。
- 使用期間の満了に伴い土地の返還を行なう場合は、使用期間内に原状回復し、[「国有財産原状回復・返還届（様式7）」](#)を提出後、担当官の確認を受けてください。
- 使用料の額は、初年度は許可書、2年目以降は使用料改定にかかる通知文書に明記します。
- 使用申請にあたっては、当局の指示に従い、地元町内会及び隣接地所有者等に説明を行ってください。
また、使用開始後は、除草や樹木の剪定など適切な管理を行ってください。
- 本公告にかかる資料の提出先（郵送又は持参）及び物件に関する照会先
（土、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。））

北関東防衛局 管理部 施設管理課 国有財産管理担当
電話：048-600-1800（内線2301）
住所：〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館9階